

平成30年度入学者 公益財団法人長谷育英奨学生募集要項

奨学資金貸与制度の目的

鳥取県内に住所を有する者の子等で大学、短期大学、専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。)(これらを以下「大学等」という。)に入学しようとする者のうち学業が優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対し、奨学資金を貸与することにより、有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

※ 大学校は、上記の「大学等」には該当しません。

貸与額

(1) 奨学金(無利子)

月額55,000円または40,000円から選択する。

貸与期間が4年間以上の者は、2年毎に見直して他方に変更することができる。

(2) 入学時奨学一時金(無利子)

第1学年の入学月から奨学金の貸与を受ける場合、希望により入学月の月額に30万円を増額して貸与を受けることができる。(入学時奨学一時金だけの貸与はできません。また、入学前の貸与ではありません。)

募集人員

15人 (うち入学時奨学一時金 5人まで)

貸与期間

平成30年4月から、大学等の正規の修業年限の終了する月まで。

応募資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 平成30年度に大学等へ入学しようとする人。
- (2) 奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き鳥取県内に住所を有する者の子等であること。
- (3) 高等学校2学年時の学業成績の平均値が3.5以上であり、品行方正であること。
(既卒者は3学年時の平均値)
- (4) 申請者の属する世帯の年間所得が、【別表1】の所得基準以下であること。
- (5) 他の奨学資金との併願は可能ですが、進学後に他から貸与奨学資金を併用して受けないこと。(例 日本学生支援機構・鳥取県育英奨学資金等)
ただし、給付型の奨学金との併用は可とする。

応募方法

奨学資金を希望する人は、次の書類を在学している高等学校長へ提出してください。

(既卒者は、出身高等学校へ提出してください。)

(1) 長谷育英奨学資金貸与申請書

(2) 長谷育英奨学資金貸与推薦調書(既卒者は3学年時)

(ホームページにWordファイルを添付していますので、ご活用下さい。)

(3) 平成28年分の市町村発行の所得証明書(本人・就学者・乳幼児を除く世帯全員分)

申込期限 平成29年9月30日(土)

結果通知

平成29年10月下旬(予定)に申請者本人及び推薦高等学校等へ合否結果を通知します。

採用者については、大学等へ入学後、在学証明書・誓約書・貸与月額届等の提出をもって貸与を開始します。(5月中旬予定)

奨学金の返還

(1) 奨学資金は無利子とし、貸与の終了から6ヶ月の据え置き期間後に月賦または半年賦により返還して頂きます。最長返還年数は、貸与総額により下表のとおり定められています。

割賦額を多くして返還期間を年単位で短くすることもできます。

区分	貸与月額 円	貸与総額 円	最長返還年数 年(回)	返還月額 円
2年制	55,000	1,320,000	11 (132)	10,000
	40,000	960,000	9 (108)	※ 8,890
3年制	55,000	1,980,000	14 (168)	※ 11,790
	40,000	1,440,000	11 (132)	※ 10,910
4年制	55,000	2,640,000	16 (192)	13,750
	55,000円を2年 40,000円を2年	2,280,000	15 (180)	※ 12,670
	40,000	1,920,000	14 (168)	※ 11,430
6年制	55,000	3,960,000	20 (240)	16,500
	55,000円を4年 40,000円を2年	3,600,000	20 (240)	15,000
	55,000円を2年 40,000円を4年	3,240,000	18 (216)	15,000
	40,000	2,880,000	17 (204)	※ 14,120

(2) 入学時奨学一時金を含む場合の主な返還例

区分	貸与月額 円	入学時奨学一時金 円	貸与総額 円	最長返還年数 年(回)	返還月額 円
2年制	55,000	300,000	1,620,000	12 (144)	11,250
	40,000		1,260,000	10 (120)	10,500
4年制	55,000		2,940,000	17 (204)	※ 14,420
	40,000		2,220,000	15 (180)	※ 12,340

※ 最終回に端数調整をします。

- (3) 返還方法は、預金口座振替(自動引き落とし)です。
- (4) 奨学資金はいつでも繰り上げて返還することができます。返還金残額を3年以上繰り上げて一括返還(完了)した場合、繰上金額分の1.2%を報奨金として後日支払います。
- (5) 奨学資金の返還を怠った時は、6ヶ月毎に5%の延滞金が加算されます。
- (6) 当会の奨学金返還は、鳥取県の奨学金支援助成金制度の対象です。
詳しくは、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金をご覧ください。

そ の 他

- (1) 奨学生に内定した人が平成30年度に大学等へ入学できなかったときは、その資格を失います。
- (2) 法定代理人は親権者またはそれに代わる人、また、奨学生内定後に提出する「誓約書」の連帯保証人は同一生計外(同居不可)の人で、原則としておじ・おば・きょうだい・いとこ等4親等までの成年者にしてください。
- (3) 奨学資金貸与の振り込みは、鳥取銀行、山陰合同銀行の本支店の本人名義の口座とします。
- (4) 奨学生に採用された人は、毎年4月末日までに前年度の学業成績表を提出して頂きます。
- (5) 申請書類等はいずれの結果の場合も返却せず、当会が責任を持って廃棄します。

提出・問い合わせ先

〒680-0051 鳥取市若桜町39番地 ロゴス文化会館
公益財団法人長谷育英奨学会
TEL: 0857-21-1588 (土日祝日を除く 9:45~16:45)
E-mail: info@haseikuei.jp
<http://www.haseikuei.jp>